

君津市公告第 9 4 号

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により、市有地売却一般競争入札の実施について次のとおり公告する。

令和 8 年 6 月 9 日

君津市長 石 井 宏 子

1 入札に付する物件

物件番号	不動産の種類	所在地番	地目又は構造	地積又は延床面積	最低売却価格	入札保証金
R8-1	土地	南子安三丁目 27 番 2 外 1 筆	雑種地 宅地	3,276.49 m <sup>2</sup>	96,000,000 円	9,600,000 円
	建物		木造 鋼板ぶき 平家建	859.37 m <sup>2</sup>		
R8-2	土地	人見二丁目 5 番 26	宅地	466.12 m <sup>2</sup>	17,500,000 円	1,750,000 円
	建物		木造 スレート ぶき 平家建	187.15 m <sup>2</sup>		
R8-3	土地	人見二丁目 11 番 13 外 4 筆	雑種地	443.12 m <sup>2</sup>	21,300,000 円	2,130,000 円
R8-4	土地	上湯江 1716 番 1	宅地	3,855.73 m <sup>2</sup>	8,000,000 円	800,000 円
	建物		木造 鋼板ぶき 平家建	621.02 m <sup>2</sup>		

(注 1) 最低売却価格の比率は、土地 100.0%、建物価格 0.0%である。

(注 2) 「地積又は延床面積」欄は、登記記録上の面積。

(注 3) 各物件の詳細については、令和 8 年度市有地売却一般競争入札要領(第 1 回)「2 3 物件明細・契約条件等」を確認すること。なお、物件明細は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料のため、事前に必ず入札参加者自身において、現地及び

諸規制等について調査確認を行うこと。

(注4) 予告なく入札中止、内容変更をすることがある。

## 2 入札参加者の資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たす個人又は法人とする。また、法人にあつては、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等などを代表する者をいう）も含む。

- (1) 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当しない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当しない者
- (4) 君津市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者
- (5) 君津市暴力団排除条例第9条に規定する暴力団密接関係者に該当しない者
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員に該当しない者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体等に該当しない者
- (8) 法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (9) 都道府県税を滞納していない者
- (10) 市区町村税を滞納していない者
- (11) 2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けていない者又は本要領に定める入札日前6か月以内に手形、小切手の不渡りをしていない者
- (12) 会社更生法の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者
- (13) 民事再生法の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者

## 3 入札参加申込

入札参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 受付期間 令和8年6月9日（火）から令和8年7月31日（金）まで  
（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 受付時間 午前9時から午後4時30分まで
- (4) 受付場所 君津市役所7階 総務部管財課
- (5) 提出部数 各1部
- (6) 提出書類

個人の場合

- ① 入札参加資格審査請求書兼入札参加申込書
- ② 誓約書
- ③ 印鑑証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）
- ④ 住民票抄本（3ヶ月以内に発行されたもの）

- ⑤ 身分証明書
- ⑥ 登記されていないことの証明書
- ⑦ 国税、都道府県税、市町村税に関し未納がないことを証する納税証明書
- ⑧ 委任状（代理人に委任する場合）

#### 法人の場合

- ① 入札参加資格審査請求書兼入札参加申込書
- ② 誓約書
- ③ 印鑑証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）
- ④ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）  
（3ヶ月以内に発行されたもの）
- ⑤ 役員名簿
- ⑥ 国税、都道府県税、市町村税に関し未納がないことを証する納税証明書
- ⑦ 委任状（代理人に委任する場合）

#### 4 契約上の条件

売買契約にあたっては、次の条件を付す。

##### （1）禁止用途

- ① 買主は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡若しくは地上権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定してはならない。
- ② 買主は、売買物件を君津市暴力団排除条例（平成24年君津市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡若しくは地上権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定してはならない。

##### （2）違約金

買主が売買契約書に記載された条件に違反したときは、売買代金の20パーセントに相当する額を違約金として支払わなければならないものとする。

##### （3）契約不適合責任

買主は、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときにおいても、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできないものとする。

##### （4）その他

その他詳細は、令和8年度市有地売却一般競争入札要領（第2回）「23 各種様式」内の市有財産売買契約書を確認すること。

#### 5 現地説明会の開催

以下の開催期間のうち日程調整のうえ、開催する。参加希望日を記載した現地説明会参加申込書を提出すること。

- （1）開催期間 令和8年6月15日（月）から令和8年7月8日（水）まで

- (2) 受付時間 開催日時の15分前から
- (3) 場所 各物件の所在地
- (4) 持参するもの 担当者の名刺

## 6 入札

入札をする場合は、入札期限までに必要書類を提出すること。

- (1) 期限 令和8年8月28日(金)まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 受付時間 午前9時から午後4時30分まで
- (4) 受付場所 君津市久保二丁目13番1号  
君津市役所7階 総務部管財課
- (5) 提出書類
  - ① 入札書(入札用封筒に入れて提出。)
  - ② 入札参加資格審査結果通知書の写し
  - ③ 入札保証金の領収書(写しでも可)
  - ④ 入札保証金返還請求書

## 7 開札

- (1) 日時 令和8年9月4日(水) 午前10時30分から
- (2) 受付時間 午前10時15分から午前10時30分まで
- (3) 場所 君津市久保二丁目13番1号  
君津市役所 2階 入札室
- (4) 立会い 開札の立会いは任意とする。

## 8 入札保証金

入札に参加しようとする者は、君津市財務規則第128条第1項に定めるところにより、最低売却価格の100分の10の入札保証金を納付しなければならない。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札書
- (2) 同一人がした2以上の入札書
- (3) 入札者が協定した入札書
- (4) 委任状を提出しない代理人のした入札書
- (5) 記名押印を欠く入札書
- (6) 金額を訂正した入札書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

## 10 契約の締結

売買契約の締結は、落札決定の日から起算して30日以内に管財課で行う。指定期間内に契約を締結しなかった場合は、落札は無効となり、入札保証金は市に帰属し、返還されない。

## 11 契約保証金

- (1) 落札者は、君津市財務規則第143条第1項に定めるところにより、契約の締結に際して契約保証金として売買代金の100分の10以上を納付する必要があるが、入札保証金は契約保証金に充当するため、契約保証金と入札保証金の差額を君津市が発行する納入通知書により納付しなければならない。
- (2) 落札者が契約締結日に売買代金から入札保証金を差し引いた金額を一括納付する場合は、契約保証金の納付を要しない。

## 12 売買代金の納付

- (1) 売買契約締結と同日に、君津市が発行する納入通知書により、売買代金と入札保証金との差額を全額納付しなければならない。
- (2) 契約保証金払の場合は、売買契約締結日までに、契約保証金として売買代金の100分の10以上を納付しなければならない。また、納入通知書の発行日から30日以内に、君津市が発行する納入通知書により、売買代金と契約保証金との差額を納付しなければならない。なお、期限までに残代金の納付が行われなかった場合は、契約保証金は、君津市に帰属する。

## 13 その他

- (1) 入札参加に当たっては、令和8年度市有地売却一般競争入札要領（第1回）を確認すること。
- (2) 事前に現地及び近隣の状況を確認すること。
- (3) 入札後の土地の利用については、規制、制限及び関係法令を確認のもと計画すること。
- (4) 記載のない事項については、地方自治法、同法施行令、その他関連法令等の定めるところにより処理する。
- (5) 問合せ先

君津市総務部管財課

君津市久保二丁目13番1号

電話 0439-56-1374